

宮城県北方領土問題教育者会議規約

(名称)

第1条 本会は、宮城県北方領土問題教育者会議という。

(目的)

第2条 本会は、宮城県内の学校教育における北方領土問題の理解と啓発を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者で組織する。

- (1) 宮城県中学校社会科教育研究会会長の職にある者
- (2) 宮城県小学校社会科教育研究会会長の職にある者
- (3) 宮城県教育庁義務教育課の課長及び領土問題担当の職にある者
- (4) 宮城県中学校社会科研究会の地区（大河原、仙台、大崎・栗原、登米、本吉、石巻）及び仙台市中学校社会科教育研究会（北方領土担当）から各1名
- (5) 仙台市教育委員会教育指導課の領土問題担当の職にある者
- (6) その他北方領土教育に関心があり希望する教育関係者

2 退会は、教育職を退く者、担当が変更となった者、若しくは申し出た者とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土教育に関する教育関係者の情報交換
- (2) 北方領土教育に関する教材開発や授業の進め方に関する研究及び実践
- (3) 学校教育に関する教育機関への研修会等での啓発
- (4) 北方領土教育に関する研修会の開催
- (5) その他、目的達成のため必要な事業

(会議)

第5条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第6条 総会は、全会員をもって構成し、年1回以上開催する。

2 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること

- (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 規約の変更に関すること
 - (4) その他本会の運営に関する事項
- 3 総会の議長は会長が行う。
- 4 総会の議事は出席者の過半数の賛成を得て議決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は必要に応じ、オブザーバーの出席を認める。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 3名
- (4) 監事 2名

2 役員の仕事

- (1) 会長は、本会議を代表し、本会の業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会議の運営方針を審議するとともに本会議の運営にあたる。
- (4) 監事は、会務について監査し、総会に報告する。

3 役員を選任

- (1) 会長は、宮城県中学校社会科教育研究会会長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副会長は、宮城県小学校社会科教育研究会会長の職にある者をもって充てる。
- (3) 幹事は、宮城県教育庁義務教育課の領土問題担当の職にある者並びに宮城県中学校社会科研究会の地区（大河原、仙台、大崎・栗原、登米、本吉、石巻）及び仙台市中学校社会科教育研究会（北方領土担当）から2名を会員の互選により選出する。
- (4) 監事は、会員の互選により選出する。

4 役員の仕事

- (1) 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を

行うものとする。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長及び役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集する。

2 役員会は、本会の目的遂行のために必要な事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から付託された事項

(3) その他本会の執行に関する事項

3 役員会の議長は、会長が行う。

4 役員会の議事は出席者の過半数の賛成を得て議決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は必要に応じ、オブザーバーの出席を認める。

(顧問)

第9条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を当面の間、仙台市青葉区本町三丁目8番1号に置く。

(経費)

第11条 本会の経費は、独立行政法人北方領土問題対策協会からの補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営その他に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月18日から施行する。

この規約は、令和2年11月30日から施行する。

この規約は、令和5年6月12日から施行する。